

令和6年度 保育認定（2・3号認定）利用者負担額表

階層区分		保育料（3～5歳児）		保育料（0～2歳児）		【注】第2子 保育料（0～2歳児） 下記（2）参照	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		（7：00～18：00）	（8：30～16：30）	（7：00～18：00）	（8：30～16：30）	（7：00～18：00）	（8：30～16：30）
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	A 町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	B 町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3	A 町民税所得割課税額 48,600円未満 【かつ特定世帯】	0円	0円	6,300円	6,300円	0円	0円
	B 町民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	13,600円	13,500円	0円	0円
4	A 町民税所得割課税額 77,101円未満 【かつ特定世帯】	0円	0円	6,300円	6,300円	0円	0円
	B 町民税所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	21,000円	20,700円	0円	0円
5	町民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	31,100円	30,700円	0円	0円
6	町民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	42,700円	42,000円	0円	0円
7	町民税所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	56,000円	55,100円	0円	0円
8	町民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	62,200円	61,100円	0円	0円

※利用者負担以外でかかる費用（新入園児の通園バッグ、帽子、連絡帳等）について、実費徴収がある場合があります。

（1）特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯等をいいます。

（2）小学校就学前の範囲（※）において、最年長の子どもから順に、2人目以降は無料（【注】第2子保育料（0～2歳児）参照）となります。

※ 以下に該当する場合は、小学校就学後も含めて生計を一にしている子どもの内、最年長の子どもから2人目以降は無料となります。

ア. 所得割課税額57,700円未満の世帯（第3階層B、第4階層Bの一部）

イ. 特定世帯に該当し、所得割課税額77,101円未満の世帯（第3階層A、第4階層A）

（3）所得割課税額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、寄附金特例控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

（4）園によっては、標準時間は7:30～18:30、短時間は8:30～16:30となります。

裏面あり

【保育料の算定方法について】

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

所得による 算定	前年度の町民税課税額で 保育料を算定	今年度の町民税課税額で保育料を算定
-------------	-----------------------	-------------------

○令和6年4月分から令和6年8月分までの保育料

⇒ 令和5年度市町村民税額（令和4年1月～令和4年12月の所得に基づき課税されるもの）により決定

○令和6年9月分から令和7年3月分までの保育料

⇒ 令和6年度市町村民税額（令和5年1月～令和5年12月の所得に基づき課税されるもの）により決定

副食費の実費徴収について

保育認定を受けた3～5歳児については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

ただし、保育所等の給食費のうち副食費（おかず代等）については、保育料の無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

副食費の金額は、町内の保育所等の2号（保育）認定子どもについては、月額4,500円です。（1号（教育）認定子どもや、町外の保育所等の認定子どもの副食費の金額については、直接各園にお問い合わせください。）なお、3号（保育）認定子ども（0～2歳児）については、保育料の中に副食費が含まれています。

副食費の免除制度について

副食費については、免除制度があり、免除対象者は、保育認定を受けた3～5歳児のうち、次に該当する子どもです。

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども（詳しくは下記「免除対象表」のとおり）
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども（※1）

＜免除対象表＞

		第1子	第2子	第3子以降(※1)
①	生活保護世帯	○	○	○
②	A 町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B 町民税非課税世帯	○	○	○
③	A 町民税所得割課税額 48,600円未満 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B 町民税所得割課税額 48,600円未満	○	○	○
④	A 町民税所得割課税額 77,101円未満 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B 町民税所得割課税額 97,000円未満	△(※2)	△(※2)	○
⑤	町民税所得割課税額 169,000円未満	×	×	○
⑥	町民税所得割課税額 301,000円未満	×	×	○
⑦	町民税所得割課税額 397,000円未満	×	×	○
⑧	町民税所得割課税額 397,000円以上	×	×	○

○：免除対象 ×：免除対象外 △：(※2) 参照

(※1) 第3子以降の子どもの算定基準については、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降は免除対象となります。

(※2) 第4階層Bについては、所得割課税額が57,700円未満の世帯は免除対象となり、所得割課税額が57,700円以上の世帯は免除対象となりません。